

防整技第21965号

令和3年12月27日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長 殿
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官

(公 印 省 略)

令和3年度補正予算に係る建設工事標準図等活用発注（簡易型）指針に
ついて（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施することができるもの
とする。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、各地方防衛局総務部長

令和３年度補正予算に係る建設工事標準図等活用発注（簡易型）指針

第１ 総則

１ 目的

本指針は、令和３年度補正予算により短期・集中的に施設整備工事を発注する必要があることから、標準図等活用発注要領について（防整技第７１８０号。２８．３．３１）の別紙第１０の規定に基づき、要求機関から提示された簡易な資料等（以下「要望資料等」という。）を活用し、建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事を発注するために必要な事項を定めることを目的とする。

２ 適用範囲

本指針は、令和３年度補正予算により短期・集中的に行う施設整備工事において、要望資料等を活用した建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事を発注する場合に適用することができるものとする。

３ 発注方式

入札説明書に添付する図面に代え、施設の概要を記述した図書及び数量表により発注する工事で、契約締結後、設計図書（「設計図書」とは、第２の２による。）に明示した現場条件、部隊要望及び要求性能等を基に、調査並びに法手続等に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という。）の作成を受注者に行わせる方式とする。

第２ 一般

１ 工事の着手及び工期

工事目的物の直接的な工事着手は、調査及び詳細図等の承認、受注者との協議及び支出負担行為担当官へ工事内容変更報告を了した後とする。

ただし、令和４年４月１日以降は、標準図等活用発注要領について（通知）（防整技第２１９６１号。令和３年１２月２７日）の工事着手を適用する。

契約上の工期は、調査及び詳細図等の作成に要する期間を含めて設定する。

また、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の積算上の工期（Ｔ）は、調査及び詳細図等の作成に要する期間を除いて設定する。

なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の現場説明書には、工事着手時期と共通費の算定に用いる工期（Ｔ）を明記する。

２ 工事の発注

工事発注に当たっての「設計図書」は、以下のとおりとする。

- （１）工事特記仕様書
- （２）要望資料等
- （３）性能要求事項等（必要に応じ添付）
- （４）数量表（別紙明細による軽微なもの及び任意仮設に係わるものを含む）
- （５）調査及び詳細図等作成業務仕様書

3 数量表の作成

【土木工事以外の工事】

過去の類似工事内訳書を基に種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書の書式にて数量表を作成するものとする。

なお、設定する項目は簡易に積算できるもの及び物価資料に掲載されている資材等を原則とする。

また、必要に応じて数量表へ仕様を明記する。

【土木工事】

要望資料等を基に作成した設計図書により、工事種目別及び工事項目別に数量表を作成するものとする。

なお、設定する項目は簡易に積算できるもの及び物価資料に掲載されている資材等を原則とする。

また、必要に応じて数量表へ仕様を明記する。

4 工事費（積算価格）の精算

工事費（積算価格）については、調査及び詳細図等の承認後、速やかに工事内容、工事項目（調査及び詳細図等作成業務を含む）等について精査し、変更の手続を行うものとする。

精算を行うに当たっては、本指針第5により行うものとする。

5 工事特記仕様書並びに調査及び詳細図等作成業務仕様書への記載

（1）工事特記仕様書は、調査及び詳細図等作成業務の仕様と提出期限のほかに次の事項を明記する。

なお、工事特記仕様書記載事項（8）については、必要に応じて明記することとする。

《工事特記仕様書》記載事項

（1）本工事は、入札説明書に添付する図面に代え、施設の概要を記述した図書及び数量表により発注する工事である。

契約締結後、部隊（施設の要求元）から提示される要望書、工事特記仕様書及び現場説明書等を基に、調査並びに法手続等に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という。）の作成を受注者が行い、発注者の承認を得るものである。

（2）本工事は、配付された施設の概要を記述した図書から数量積算を行わず、あくまでも数量表に記載した数量及び仕様により工事費を、調査及び詳細図等作成業務仕様書により調査費及び詳細図等作成費の算出を行う。

なお、本工事における積算方法は、当省が公表している積算基準類等により算出している。

（3）受注者は、調査及び詳細図等作成業務の一部を第三者（建設コンサルタント等（総合工事等にあつては主たる業務））に請負わせる場合は、あらかじめ、別記様式第1号による「調査及び詳細図等作成者通知書」により発注者に通知する。

なお、調査及び詳細図等の作成者は、防衛省の「測量・建設コンサルタント等競争参加資格」の業務区分の「○建築、○土木、○電気、○機械、○電気通信」の有資格者名簿に登録されている者（以下「建設コンサルタント等」という。）であることとする。

- (4) 調査及び詳細図等作成業務に係る協議を行う場合は、受注者に臨席を求めるが、現場代理人又は監理技術者等に限定するものではない。
- (5) 監督官が指示する関係官公庁等への手続は、受注者が行う。
- (6) 調査及び詳細図等の承認後、速やかに工事内容、工事項目（調査及び詳細図等作成業務を含む。）及び工事費について変更の手続を行う。
- (7) 工事費の設計変更を行うに当たり、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における設計変更時の単価及び価格は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整技第5053号。令和2年3月30日）に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。
- (8) 受注者は、「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」による通知後、関係官公庁等への手続が必要な場合は、添付図書の作成、関連する別途工事の受注者との調整、提出に必要な図書の取り纏めを調査及び詳細図等の作成者に委託する。
- (9) 現場代理人の常駐については、建設工事請負契約書第10条第3項の規定に基づき、「調査及び詳細図等作成に要する期間」は、現場への常駐を要しないものとする。
- (10) 監理技術者等の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）（以下「運用マニュアル」という。）のとおりとし、「調査及び詳細図等作成に要する期間」は、専任を要しないものとする。
- (11) 現場代理人及び監理技術者等の途中交代については、運用マニュアルに基づくほか、社会的な技術者不足に配慮し、技術者のより円滑な運用を図る観点から、次の場合においては交代を認めるものとする。
 - ア 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長することにより監理技術者等の途中交代が生じる場合は、工事の継続性の観点から、交代の前後において品質確保に必要な監理技術者等の技術力を確保しつつ、競争参加資格として求めた配置予定技術者の経験（実績）について緩和することができるものとする。
 - イ 受注者の責によらない理由により、調査及び詳細図等作成業務に係る期間が大幅に延期され、工事着手が遅延する場合は、工事の品質確保に必要な監理技術者等の技術力を確保しつつ、競争参加資格として求めた配置予定技術者の経験（実績）について緩和することができるものとする。

(2) 調査及び詳細図等作成業務仕様書に追加記載する事項

《調査及び詳細図等作成業務仕様書》記載事項

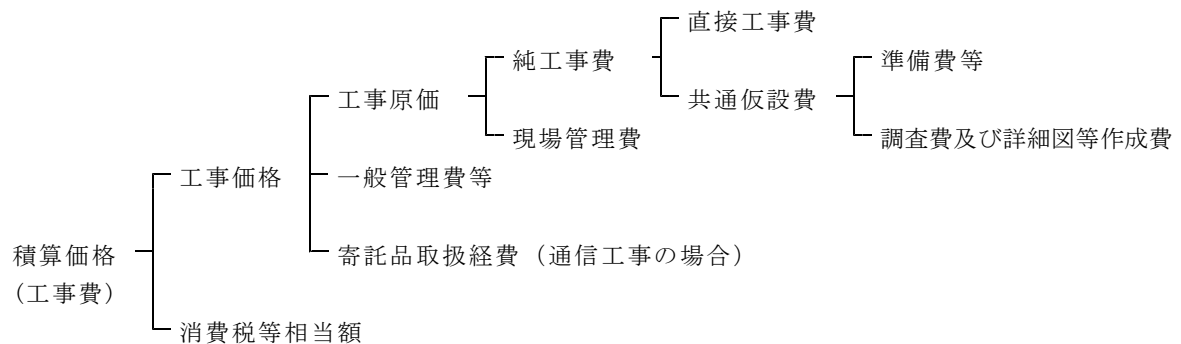
(1) 本仕様書に基づく、調査及び詳細図等作成に要する費用は、入札時の工事内訳書の共通仮設費に計上するものとする。

なお、本費用は工事費の積算に当たり、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。

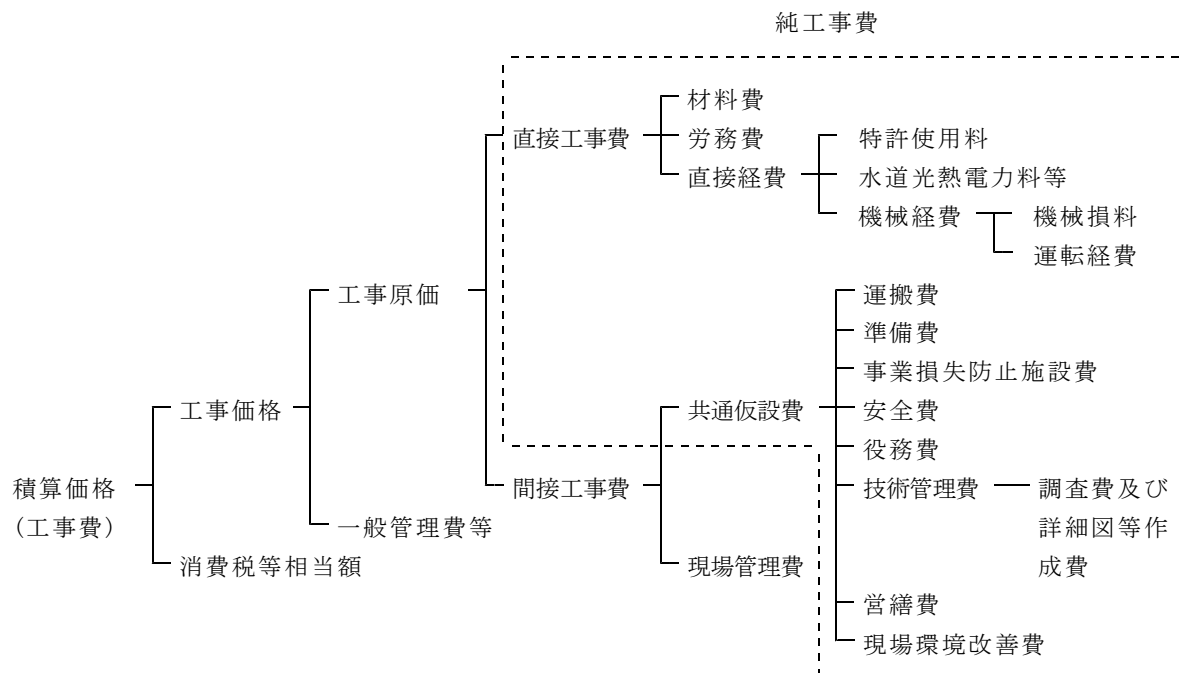
第3 積算価格の構成並びに積算価格、調査費及び詳細図等作成費の算定

1 積算価格の構成

【土木工事以外の工事】



【土木工事】



2 積算価格等の算定

(1) 積算価格は、整備計画局長及び施設技術管理官が定めた積算基準及び積算要領等に基づき算出するものとする。

(2) 直接工事費の積算

ア 数量表の数量に基づき、材料価格等は積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格とする。

イ 標準的な規格以外の特別な製品については、製造者の見積価格を採用する。この場合は、入札参加者が積算できるよう設計図書に仕様及び概要図等を明記する。

(3) 調査及び詳細図等作成費は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事にあつては「共通仮設費」に、土木工事にあつては「技術管理費」に「調査費及び詳細図等作成費」として計上する。

3 調査費の算定

調査費は、測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について（防整技第7172号。28. 3. 31）によるものとし、消費税等相当額を含まないものとする。

4 詳細図等作成費の算定

詳細図等作成費は、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整技第7171号。28. 3. 31）等によるものとし、消費税等相当額を含まないものとする。

5 現場管理費等の算定

現場管理費及び一般管理費等の算定に当たって「調査費及び詳細図等作成費」は、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。

第4 調査及び詳細図等の作成

1 詳細図等の作成

詳細図等の作成は、工事監督官等の指示に基づき、整備計画局長及び施設技術管理官が定めた設計基準及び設計要領等の定めによるほか、本指針の定めるところにより行う。

2 調査及び詳細図等作成者の通知

受注者が、調査及び詳細図等の作成を第三者に請け負わせる場合は、防衛省の「測量・建設コンサルタント等競争参加資格」において本工事に求める業務区分の有資格者名簿に登録されている者とし、別記様式第1号による「調査及び詳細図等作成者通知書」により通知させるものとする。

なお、業務の作業過程において協議を行う場合は、受注者に臨席を求めるが、臨席者は現場代理人又は監理技術者等に限定するものではない。

3 調査及び詳細図等の承認

調査及び詳細図等の作成が完了した時は、受注者に別記様式第2号による「調査・詳細図・数量調書等承認願書」を提出させ、承認を得た後、別記様式第3号による「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」により

受注者に通知するものとする。

4 法手続の委託について

受注者に対して「調査・詳細図・数量調書等承認通知書」による通知を行った後、関係法令による手続きが必要な場合は、添付図書の作成、関連する別途工事の受注者との調整、提出に必要な図書の取り纏めを詳細図等の作成者に行わせるものとする。

第5 設計変更

設計変更時の積算は、本指針第3に準じるほか、以下のとおり行うものとする。

1 材料等の価格等

設計変更時の単価及び価格は、原則として原契約のものとし、新規項目については、設計変更時の最新の現場渡し価格とする。また、単価及び価格は、消費税等相当額を含まないものとする。

2 工事費の設計変更における見積価格の採用について

工事費の設計変更を行うに当たり、新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における設計変更時の単価及び価格は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整技第5053号。令和2年3月30日）に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

第6 特例

本指針により難しい場合は、整備計画局施設技術管理官と調整の上、実施するものとする。

様式第1号（第4第2項関係）

年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇 殿

受注者

住 所

会 社 名

代表者氏名

調査及び詳細図等作成者通知書

〇〇（△△）〇〇〇〇新設〇〇工事の標記について、下記のとおり測量・建設コンサルタント等業務に係る資格審査結果通知書（写し）を添えて通知します。

記

業務種別	商号等	住 所	電話・FAX	登録番号	業務責任者名

※1 測量・建設コンサルタント等業務に係る「資格審査結果通知書（写し）」を添付する。

※2 総合工事等の場合における測量・建設コンサルタント等業務に係る「資格審査結果通知書（写し）」の添付は、主たる業務のみとする。

様式第 2 号（第 4 第 3 項関係）

調査・詳細図・数量調書等承認願書

工事名

別添資料のとおり調査・詳細図の作成・数量調書の作成が完了したので、承認をお願いします。

年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇 殿

受注者

住 所

会 社 名

代表者氏名

様式第 3 号（第 4 第 3 項関係）

調査・詳細図・数量調書等承認通知書

工事名

年 月 日付で承認願いのあった調査・詳細図・数量調書を
承認したので、通知します。

年 月 日

受注者

住 所

会 社 名

代表者氏名

殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇